○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

第13条　年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1日又は1時間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1時間)を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

(1)　次号及び第3号に掲げる職員以外の職員　20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

一部改正〔平成21年条例19号〕

(2)　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの　その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

2　条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1)　当該休暇年度の中途において、新たに職員となったもの(次号に掲げる職員を除く。)　その者が新たに職員となった月に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)

